

1 「子ども基本条例前文検討ワークショップ」の開催



◆ 目的

子ども基本条例の制定に向けて、子どもたちの意見や想いを前文に盛り込むため、条例の前文を高校生と一緒に考え作成する。

◆ 日時・会場

第1回	5月24日(土)	各回	16時～18時
第2回	5月31日(土)		
第3回	6月7日(土)	前橋プラザ元気21	5階502学習室
第4回	6月14日(土)		(中央公民館)

◆ 参加者 (18名)

市立前橋高校	6名(男1名、女5名)
県立前橋高校	2名(男2名)
県立前橋東高校	1名(男1名)
共愛学園高校	8名(男3名、女5名)
前橋育英高校	1名(女1名)
計	18名(男7名、女11名)
	(3年生15名、2年生3名)

◆ 取組概要

- ・市のホームページへの掲載をはじめとし、市内にある各高校に周知の協力を得て公募を行った結果、18名の応募があった。
- ・ワークショップ初日には「こどもの権利」や「前橋市子ども基本条例」について学んでもらい、2回目から4つのグループに分かれ、「自分たちの望む社会」「自分たちにできること」「大人に伝えたいこと」のテーマで意見を出し合い、各グループごとに文章にしてまとめてもらった。
- ・最後の4回目は、各グループがそれぞれの案を発表した後に、参加者全員で一つにまとめた案の発表を行った。

2 前文案作成の経過

- ・高校生向けワークショップで、各グループにおいて大切にしたい権利を決定
- ・「自分たちの望む社会」「自分たちにできること」「大人に伝えたいこと」のテーマで意見を出し合い、前文案を作成

【Aグループ】（育つ権利）

私たちこどもは、自分の個性や強みを見つけて夢や希望を持って大人になれる社会を望んでいます。そのために、私たちは様々なチャレンジの中で意見を主張したり他者と話したりして、自分への理解を深める必要があります。そして大人は、私たちが挑戦することを最大限に応援して、私たちこどもの憧れの存在になってください。

【Bグループ】（参加する権利）

私たちこどもはやりたいことになんでも挑戦する気持ちを持っています。大人は私たちを常に否定せず周りの大人に応援されたいです。また、私たちが安心できるような社会をつくってほしいです。

【Cグループ】（守られる権利）

私たちこどもは「困っているこどもが安心できる社会」を望みます。そのために、私たちは互いに寄り添い助け合います。そして大人には、こどもの権利が守られる社会体制を整えてほしいです。

【Dグループ】（参加する権利）

私たちこどもたちは、生まれながらに愛され、自分の意見を伝える権利を持っています。また、私たちこどもたちは地域の人たちとコミュニケーションを取り、この社会で成長し、明るい前橋市となることを願っています。そして、私たちこどもはこの条例や定められた思いを深く理解し、私たち自身から、おとなたちと共に行動していくことを望みます。

①各グループの案を統合（参加高校生が作業）

②整えつつ条例制定に定める市の決意をまとめた文面と合体（市）



高校生
案

「私たちこどもは、自分の個性や強みを見つけ、夢や希望を持って大人になるために、全てのこどもが安心できる社会になることを望んでいます。そのために、私たちはやりたいことに何でも挑戦し、その中で様々な人と助け合い、意見を伝え合っていきます。大人の皆さんには、私たちの憧れの存在であってほしいと願うとともに、私たちの挑戦を見守り、否定せず応援し、ときには助けてほしいと思っています。私たちこどもは、生まれたその時から、明るい前橋市の一員として、愛され、成長していくことを強く願います。そして、この条例について、また、そこに定められた思いについて深く理解し、私たち自らも、大人の皆さんとともに行動していきます。」

市案

これは、こどもの権利を学んだ前橋市のこどもたちが、自分たちが望む社会の実現に向けて、大人たちに宛てて考えたメッセージです。
こどもたちの望む社会の実現に向け、前橋市では、こどもの声を真摯に聴き、その意見と想いを尊重し、こどもが主体的かつ創造的に生きる力を育むことができるよう、地域全体で見守り支援していきます。
こどもの権利保障を基本としたまちづくりを推進し、こどもの笑顔があふれ、こどもと大人が手を取り合う「こどものまち前橋」を実現するため、この条例を制定します。

3 条例素案の主な変更点（前回会議以降）

● こどもの役割に係る規定の削除

- 第9条にこどもの役割として、こどもの権利について理解を深めること、他者の権利を尊重することを規定していたが、有識者会議において、「権利は義務と引き換えではなく、無条件に認められるものであるため、条例に役割（義務）を規定すべきでない。」との意見があった。
- 一方で、「権利に対し役割（義務）が必要である。」、「義務の対価と認識し得る表現は控えた方が良いが、こどもの権利について理解を深めること、他者の権利を尊重することの規定は必要。」との意見もあった。
- また、「こどもに権利を教え、理解を深める機会や環境を提供することについて、大人の役割として規定すべきである。」との意見もあった。
- 上記を踏まえ、こどもの役割の規定は削除し、第4条第3項に新たに、こどもの権利の理解と他者の権利の尊重についての規定を加え、第14条に、市を含む大人の共通の役割として、こどもが、こどもの権利の理解等が進むよう支援することを加えた。

削 除

（こどもの役割）

第9条 こどもは、こどもの権利の保障を受けるのに当たり、次の役割を担います。

（1）こどもの権利について学び、理解を深め、権利を正しく行使すること。

（2）他者の権利を尊重し、いじめや差別等、他者の権利を侵害する行為を行わず、また、これらの行為が他者により行われぬよう努めること。

追 加

（こどもの権利の保障等）

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約の考えに基づき、生まれたときから権利を持つ人として、その権利が大切に守られます。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、特にこの章に定める権利を大切にしていきます。

3 こどもは、こどもの権利について学び、理解を深めるとともに、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。

（共通の役割）

第14条 市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者は、こどもが、自分の権利と他の人の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう相互に連携し、協力して支援する役割を担います。

3 条例素案の主な変更点（前回会議以降）（続き）

● 附則に検討条項の追加

有識者会議において、「条例制定後、進捗等を評価し、必要に応じて改正を行えることが条例中で担保されると良い。」「こどもの権利救済機関に関する体制整備を行っていくことを附則に明記すべき。」との意見があった。上記を踏まえ、素案では、附則に検討条項を設け、条例の見直しについての規定を加えた。

追 加

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

2 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとします。

前橋市こども基本条例の素案に関するパブリックコメントの実施について

1 実施予告

- **予告時期**
令和 7 年 7 月 1 日開始
- **予告方法**
 - ・市議会情報提供
 - ・広報まえばし 7 月号
 - ・前橋市ホームページ
 - ・まちの安全ひろメール、LINE
 - ・報道機関情報提供

2 意見募集（一般向け）

- **意見募集期間**
令和 7 年 7 月 1 5 日（火）～同年 8 月 2 9 日（金）
- **公表資料**
 - ・前橋市こども基本条例素案
 - ・前橋市こども基本条例素案の逐条解説案
 - ・前橋市こども基本条例素案の概要版
- **閲覧場所及び意見提出場所**
 - ・前橋市保健センターこども政策課
 - ・情報公開コーナー（市役所 2 階）
 - ・各支所及び市民サービスセンター、公民館、コミュニティセンター
 - ・前橋市ホームページ（電子申請）

3 意見募集（こども向け）

- **意見募集期間**
一般向けと同じ期間
- **公表資料**
一般向け資料とは別に、こども向けの分かりやすい資料を作成
- **周知方法**
 - ・すぐーる配信による情報提供（市立学校）
 - ・各学校に周知の協力依頼
 - ・ワークショップ等、直接意見を聴取する機会を設ける

4 市議会報告

- **教育福祉常任委員会**
令和 7 年 8 月 2 1 日（木）午後 1 時

5 結果公表（予定）

- **公表時期**
令和 7 年 1 1 月頃（予定）

今後のスケジュール（案）

